

政策評価部会・分科会の流れ～平成28年度政策評価・施策評価～

①県から宮城県行政評価委員会への諮問（5月17日）

・県から宮城県行政評価委員会へ諮問がなされます。
諮問は「政策評価・施策評価基本票（県の評価原案）」の内容が妥当かどうかをお諮りするものです。

②第1回部会開催（5月20日）

・県からの諮問内容を審議いただくための説明等を行います。
・部会長から各分科会所属委員の指名を行います。
・評価スケジュール、部会・分科会の進め方、審議事項・ポイント等について御説明します。
・部会后、分科会審議に向けて、関係する「基本票（県の評価原案）」に目をお通しください。
疑問点等があれば、事務局に御連絡ください。
・分科会審議を効率的に進めるため、対面審議項目の事前抽出を行います。
各分科会担当委員の皆様には、分科会開催の3日前の午後5時までに、「対面審議項目の事前抽出」（別紙1）及び「要質疑事項」（別紙2）を御提出いただきます。

③分科会開催（5月27日～6月16日）

・3つの分科会を各4回～5回程度開催します。
・分科会においては、
①「政策（施策）の成果」について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか。
②「政策（施策）を推進する上での課題と対応方針」について、課題は「政策（施策）の成果」等を踏まえた確に把握されているか、また対応方針は課題に即して具体的に記載されているか。
の観点から基本票を審議いただき、判定及び判定理由等を分科会ごとにまとめていただきます。

③-1 論点整理（出席者：各分科会担当委員・事務局，進行役：分科会長）

・分科会における質疑応答前に、事前の論点整理を行っていただきます。
・分科会長の進行により、各委員から提出された「要質疑事項」及び県の「要質疑事項回答」（別紙3）をもとに、分科会で質疑する事項（判定に必要となる論点、質問等）をまとめていただきます。

③-2 質疑応答（出席者：各分科会担当委員・関係各課・事務局，進行役：分科会長）

・事前の論点整理の結果をもとに質疑をしていただきます。
・進行イメージとしては、1政策を1サイクルとして、①事務局説明－②施策評価の質疑応答：施策評価担当課説明－質疑・回答－（残りの構成施策に係る説明－質疑・回答を繰り返す）－③政策評価の質疑応答：政策評価担当課説明－質疑・応答、となります。
・施策評価については、対面審議項目の事前抽出状況に応じて、1施策20分程度、10分程度または0分（0分は対面審議を行わない場合）で実施します。
・政策評価については、8分程度または0分（0分は対面審議を行わない場合）で実施します。
※1政策について1施策の体系の場合は、政策及び施策を一括で説明及び質疑を行います。

③-3 判定及び判定理由等の決定（出席者：各分科会担当委員，事務局，進行役：分科会長）

・分科会における質疑応答後に、判定及び判定理由等を集約し、分科会ごとに「審議結果報告書」（別紙4-1、別紙4-2）を作成していただきます。
・分科会長の進行により、質疑応答結果を踏まえて、「基本票（県の評価原案）」の妥当性等についての各委員の意見を出していただきます。その意見を分科会として集約し、判定及び判定理由等を決定してください。

④答申案とりまとめ（6月下旬）

・各分科会から提出された「審議結果報告書」をもとに「答申案」を作成します。「答申案」を事務局から各委員に送付しますので、御確認願います。
・部会審議により分科会間の調整が必要と思われる事項があれば、事務局へ御連絡ください。

⑤第2回部会開催（7月上旬）

・各分科会長からの分科会報告、答申案についての審議（分科会間の調整等）を行い、部会として答申内容を決定していただきます（部会の議決をもって委員会の議決となります。）。

⑥宮城県行政評価委員会から県への答申（7月）

・部会長から知事へ答申書を渡していただきます。

対面審議項目の事前抽出

平成28年度政策評価・施策評価 評価状況一覧表【評価結果】

第1分科会第1回(5月27日(金))

※ 対面審議を行う政策・施策について、該当する「対面審議」欄に「○」を記入し、5月24日(火)までに提出してください。

宮城の将来ビジョンの体系

政策番号	政策名	評価原案 政策の成果	※対面審議	施策番号	施策名	評価原案 施策の成果	※対面審議	目標指標等			施策を構成する平成27年度実施事業 (平成26年度からの繰越事業を含む) (事業数及び決算(見込)額は、再掲事業を含む)						
								達成度			事業区分	事業数	事業分析:有効性			H27年度 決算 (見込)額 (百万円)	
								型	達成率	成果があった			ある程度成果があった	成果がなかった			
政策推進の基本方向1 富県宮城の実現 ～県内総生産10兆円への挑戦～																	
1	育成・誘致による県内製造業の集積促進	概ね順調	○	1	地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興	概ね順調	○	製造品出荷額等(食料品製造業を除く)	A	F	120.2%	ビジョン	21	9	12	0	2,556
								製造品出荷額等(高度電子機械産業分)	A	F	108.6%						
								製造品出荷額等(自動車産業分)	B	F	87.1%						
								企業立地件数	C	S	55.4%	関連震災	9	7	2	0	9,998
								企業集積等による雇用機会の創出数[累計]	A	S	102.9%						
								産業技術総合センターによる技術改善支援件数	A	S	135.7%						
					産学官連携数[累計]	A	S	106.9%	ビジョン	8	0	8	0	117			
					知的財産の支援(特許流通成約)件数[累計]	A	S	101.5%	関連震災	2	0	2	0	710			
					豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興	やや遅れている	○	製造品出荷額等(食料品製造業)	B	F	99.3%	ビジョン	15	12	3	0	562
1事業所当たり粗付加価値額(食料品製造業)	B	F	98.7%	関連震災				6	6	0	0	9,782					
企業立地件数(食品関連産業等)	A	S	132.0%														

○「評価原案 政策の成果」「評価原案 施策の成果」は、本表に掲載している目標指標等の達成状況、施策を構成する事業の状況のほか、県民意識、社会経済情勢等を踏まえて、「順調」、「概ね順調」、「やや遅れている」、「遅れている」の4区分により、総合的に評価しています。

○事業区分は、次のとおりです。
 宮城県震災復興計画の体系 [震 災]:宮城県震災復興推進事業(宮城の将来ビジョン推進事業と共通する事業を含む)
 宮城の将来ビジョンの体系 [ビジョン]:宮城の将来ビジョン推進事業(宮城県震災復興推進事業と共通する事業を含む), [関連震災]:取組に関連する宮城県震災復興推進事業

平成 28 年度宮城県行政評価委員会政策評価部会分科会 要質疑事項

委員御氏名： _____

※原則として分科会3日前(5月24日(火))までに、
宮城県行政評価委員会事務局(宮城県震災復興政策課行政評価班)に御提出願います。
FAX:022-211-2493 E-mail:seisakug@pref.miyagi.jp

分科会	審議対象		要質疑事項 ※ 対面による回答を必要としない質疑事項については、該当する質疑事項の末尾に“(×)”と付記願います。
第1分科会・第1回／5月27日(金)	政策1(宮城の将来ビジョンの体系)	育成・誘致による県内製造業の集積促進 施策1	地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興
		施策2	産学官の連携による高度技術産業の集積促進
		施策3	豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興
		政策全体	

平成 28 年度宮城県行政評価委員会政策評価部会分科会 要質疑事項回答

※回答は分科会前日までに、
 宮城県行政評価委員会事務局(宮城県震災復興政策課行政評価班)に御提出願います。
 FAX:022-211-2493 E-mail:seisakug@pref.miyagi.jp

分科会	審議対象		回答
	※ 質疑事項が提出された政策・施策の関係課室が、分科会に出席し回答する場合には、本回答用紙への回答の記載を不要とします。		
第1分科会・第1回／5月27日(金)	政策1(宮城の将来ビジョンの体系)	育成・誘致による県内製造業の集積促進	
		施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興	
		施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進	
		施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興	
	政策全体		

平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書(案)

【政策評価】

政策1	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	(県の評価原案:概ね順調)
施策1	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	(県の評価原案:順調)
施策2	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	(県の評価原案:○○)
施策3	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	(県の評価原案:○○)

○○分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

<u>適切</u>	概ね適切	要検討
-----------	------	-----

【判定理由】

■判定が「適切」の場合
 評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

■判定が「概ね適切」の場合
 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。
 ・(例)構成施策○の成果の状況について、「概ね順調」と評価した主たる要因である目標指標等の達成状況に係る記載がない。

■判定が「要検討」の場合
 評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。
 ・(例)構成施策の多くについて成果が「やや遅れている」としているにもかかわらず、政策の成果を「概ね順調」と評価した理由が明確に示されていない。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない : ある】

・(例)県が示す課題○○について、内容が分かりにくい部分があるので、◇◇の点について補足する必要があると考える。

・(例)県が示す□□における課題と対応方針について、△△の理由から◇◇を課題としてとらえ、具体的な対策を示す必要があることから、内容を修正する必要があると考える。

※ 県が示す原案に対して意見がない場合には空欄

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成28年度政策評価部会分科会 審議結果報告書(案)

【施策評価】

政策1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:順調)

施策2 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:○○)

施策3 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ (県の評価原案:○○)

○○分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	-------------	-----

【判定理由】

■判定が「適切」の場合

評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

■判定が「概ね適切」の場合

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

・(例)目標指標等の達成状況について、施策の成果を「順調」とした評価理由が明確となるよう、記載内容の検討が必要である。

■判定が「要検討」の場合

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

・(例)目標指標等の達成状況について所期の成果が得られなかったとしているにもかかわらず、施策の成果を「順調」と評価した理由が明確に示されていない。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない : **ある**】

・(例)県が示す課題○○について、内容が分かりにくい部分があるので、◇◇の点について補足する必要があると考える。

・(例)県が示す□□における課題と対応方針について、△△の理由から◇◇を課題としてとらえ、具体的な対策を示す必要があることから、内容を修正する必要があると考える。

※ 県が示す原案に対して意見がない場合には空欄

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。